外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱

制定 平成28年10月11日付け28生産第1074号

農林水產事務次官依命通知

改正 平成30年2月1日付け29生産第1881号

最終改正 平成31年2月7日付け30生産第1752号

第1 趣旨

平成29年11月24日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産農林水産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

近年、安全・安心な国産農林水産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、国産農林水産物を取り扱う外食・中食・加工業者等(以下「外食・加工業者等」という。)を対象に、国産農林水産物を活用した新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援することとする。

第2 事業の種類等

外食産業等と連携した需要拡大対策事業(以下「本事業」という。)において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、食料産業局長、生産局長、政策統括官又は林野庁長官(以下「生産局長等」という。)が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の変更(生産局長等が別に定める重要なものに限る。)については、 1の規定を準用する。

第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第5 報告

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、本事業の実施状況等を報告するものとする。

第6 収益の報告及び納付

1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施に伴う収益の状況を報告するものとする。

2 生産局長等は、本事業の実施により事業実施主体又は外食・加工業者等に相当の収益が生じたことが認められるときは、生産局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第7 国による助言等

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び 指導を行うものとする。

第8 事業費の低減

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。
- 2 本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則(平成28年10月11日付け28生産第1074号)

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 (平成30年2月1日付け29生産第1881号)

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱に基づく 事業については、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成31年2月7日付け30生産第1752号)

- 1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱に基づく 事業については、なお従前の例によることとする。

別表1 (第2関係)

事業の種類	事業の内容	補助率	事業実施主体	補助要件	その他
1 と 選	大	定額		及び官が別と である である である である である である である である である である	体容るる該公し業同る助す

	に向けた検討会の開催	定額 1/2以內 定額	
2 外食産業等 産機の無難の 大対策事業	1 技術・機械開発等推進事業 (1)全国推進会業の開催 (2)外食を開催のの第一次の開催 (3) 新聞ののでは、 (3) 新聞ののでは、 (3) 新聞ののでは、 (4) 技術のののでは、 ののでは、 (4) ででいるののでは、 のでは、	選定された団体とする。	体容のる該公し業同を を を を を を を を を を を を を を
		定 額 定 額 1/2以 内	事業行うものとする。

	要は、 要は、 のロウに、 のロウに、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のいた。 のい。 のいた。 のい。 のい。 のいた。 のいた。 のいた。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	定額
3 外食産業等特別を選挙を選挙を選挙を発展を対している。	1 年	定額 株野庁長 で
4 外食産業等加また。 大き	1 生 選 を	定額 食料産業局長が別により選定された団体とする。 食料産業局長が別により選定された団体とする。 最近にはいることと 事業により選正工のようない。 また、い選がした。 また、いののでは、は、いののでは、は、いののでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いのでは、は、いるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

	12.7-23.63.1
(1)輸出向け新商品の開発・試	を行うものとす
作	る。
ア輸出向け新商品の開発の	
ための検討会の開催	
イ輸出向け新商品の開発の	
ための市場調査の実施	
ウ 輸出向け新商品の開発に	
必要な試作、試作品に係る	
パッケージの開発等	
エ 試作品の評価検討会の開	
催	
(2) 試作品のプロモーション	
ア 試作品のPRパンフレッ	
ト等の作成	
イ 試作品の試食会、商談会	
等の開催	

別表2 (第3関係)

外食産業等と連携した需要拡大対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の事業実施主体(青果物及び茶等工芸農作物並びにこれらを主な原料とする加工品に係るものに限る。)	生産局長
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の事業実施主体(青果物及び茶等工芸農作物並びにこれらを主な原料とする加工品に係るものを除く。)	政策統括官
外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の事業実施主 体	生産局長
外食産業等と連携した特用林産物の需要拡大対策事業の事業実 施主体	林野庁長官
外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の事業 実施主体	食料産業局長